

下野市特別支援教育推進計画（第二次）
2021～2030



令和3年3月
下野市教育委員会

はじめに

平成29年4月に、新学習指導要領の告示があり、令和3年度から全ての小・中学校において新学習指導要領に則った学習が進められます。新学習指導要領では、「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向けた改訂が行われ、その目指すものは「共生社会」の形成であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える社会の実現です。これは、全ての人々が目指す社会の姿であり、自立・社会参加という特別支援教育の視点は、全ての児童生徒に必要とされる視点と考えられます。

下野市教育委員会では、平成25年度に、相談部とスマイル教室から成る「学校教育サポートセンター」を設立しました。平成29年3月に文部科学省から提示された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備のガイドライン」にありますように、障がいにより教育上特別の支援を必要とする全ての児童生徒等に対し、健康福祉部と連携し発達障がい等の可能性の段階から、教育的ニーズを把握し、支え、つなぐための教育支援体制を構築すべく、学校教育サポートセンターを中心として取り組んで参りました。

現在、市内小・中学校では、特別支援学級や通級指導教室はもちろんのこと、通常学級においても特別の支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、特別支援教育コーディネーターを中心として全校体制で情報を共有し、個々の児童生徒のニーズに応じた教育支援を行っております。しかしながら、学校だけでは対応が難しいケースも少なくなく、ニーズに応じた支援の在り方や家庭や地域、他機関との連携、療育の提供などにおいて、まだまだ課題があります。引き続き、家庭、地域、学校、そして行政が関係機関と連携して課題解決に向けて取り組んでいくことが必要不可欠と考えております。

そこで、このような現状と課題を踏まえ、市教育委員会では、『下野市特別支援教育推進計画（第二次）』を策定いたしました。本計画（第二次）は、小・中学校期に加え、幼児期から中学校卒業後までを見通し、児童生徒の周囲にいる全ての人々の理解・協力を得て、国や県が進めるインクルーシブ教育システムを推進し、教職員全員で、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人をはぐくむ教育の実践を目指すものです。

今後は、本計画（第二次）を学校、保護者、地域、関係機関に共有していただき、子どもたち一人一人が『きらきら輝き、共に生きるしもつけの子』のスローガンの下、障がいの有無にかかわらず、能力を最大限に発揮し、地域の一員として共に生きる「しもつけの子ども」に育つよう、特別支援教育を推進して参ります。

最後になりましたが、本計画（第二次）を策定するに当たり、熱心にご協議いただきました策定委員各位に対し、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

下野市教育委員会教育長
池澤 勤

下野市特別支援教育推進計画（第二次）目次

第1章 計画（第二次）の策定について

I	計画（第二次）について	1
1	目的	
2	位置付け	
3	対象	
4	計画（第二次）の期間	
II	特別支援教育の現状	2
1	国の動向	2
2	県の動向	3
3	下野市の現状と取組について	5
4	下野市における今後の特別支援教育の方向性	2 5

第2章 計画（第二次）の考え方について

I	基本理念	2 7
II	スローガン	2 7
III	基本目標	2 7
IV	施策の視点	2 7
V	計画（第二次）の体系	2 9

第3章 計画（第二次）の取組について

I	重点施策と具体的な取組について	3 0
1	視点1「たかめる」	3 0
2	視点2「ひろげる」	3 1
3	視点3「ささえる」	3 3
II	計画の推進にあたって	3 5
1	計画（第二次）の推進	
2	計画（第二次）の周知と啓発	
3	計画（第二次）の見直し	

第4章 資料

	個別の教育支援計画の具体例（下野市版）	資－1
	下野市「特別支援教育」に関するアンケート	資－7

「障害」の表記について

本計画（第二次）では、「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は「障がい」と表し、法令名や団体名等の「固有名詞」を使用する場合は「障害」と表します。

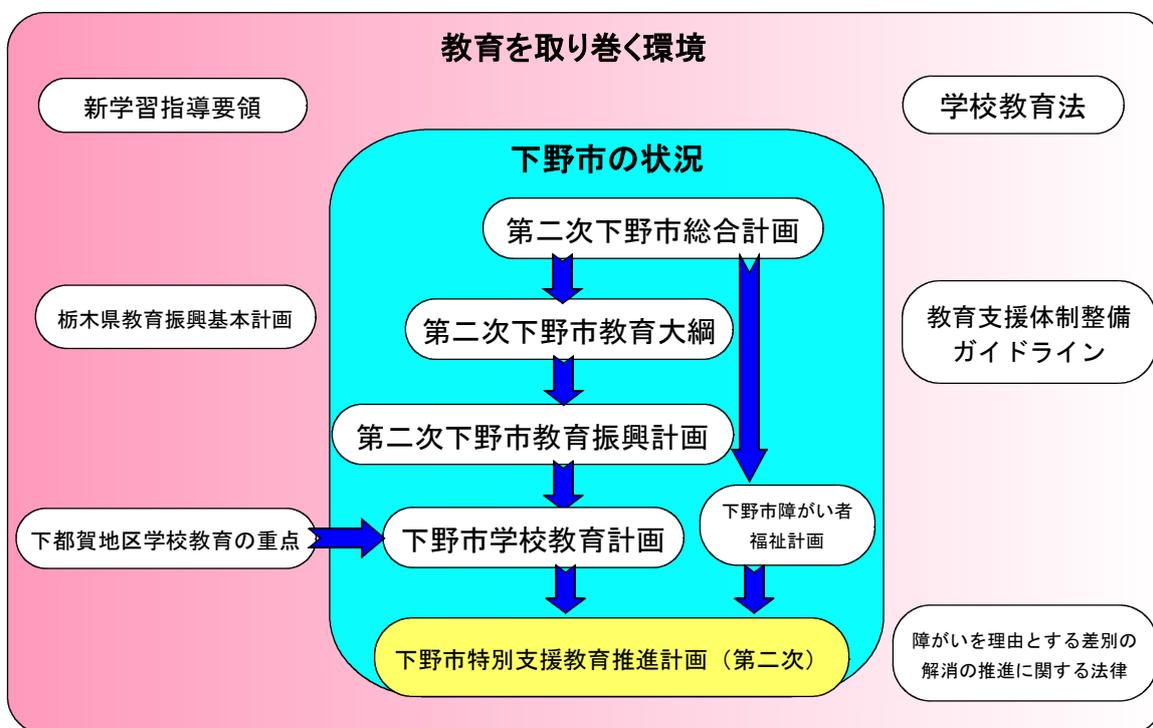
第1章 計画(第二次)の策定について

I 計画(第二次)について

1 目的

本計画(第二次)の策定は、文部科学省や栃木県教育委員会の基本方針、下野市教育計画等を基に、平成24年3月策定の「下野市特別支援教育推進計画～のびのび輝く下野の子～」の取組から、これまでの下野市における特別支援教育の成果と課題を踏まえ、今後10年間の下野市の特別支援教育を、更に推進するための指針とすることを目的としています。

2 位置付け



3 対象

本計画(第二次)は、市内小・中学校における特別支援教育全般を対象とし、関係機関等との連携や保護者・市民等への理解啓発に関わる内容も含まれます。

4 計画の期間

本計画(第二次)の期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年とし、中・長期的な視点で取組の方向性を定めた計画です。

ただし、社会経済情勢や教育全般等を取り巻く変化に応じて、随時必要な見直しを行うこととします。

Ⅱ 特別支援教育の現状

1 国の動向

<平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)>

障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることの出来る仕組みを構築していくことが求められました。

<平成25年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法令の制定>

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内の法整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、平成28年4月から施行されました。

この法律によって、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供義務についての規定が定められ、法的義務となりました。

<平成25年9月 学校教育法施行令の一部を改正する法令>

就学相談や就学先の決定に関しては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、市区町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について、本人・保護者と合意形成を行うことを原則とすることになりました。

<平成29年3月 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備のガイドライン>

文部科学省から、これまでの間に培ってきた発達障害を含む障がいのある児童等に対する教育支援体制の整備状況を踏まえ、平成16年のガイドラインを見直し、あらためて教育支援体制整備ガイドラインが提示されました。

<平成29年3月 新学習指導要領の告示>

新学習指導要領では、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた改訂が行われ、全ての学校において特別支援教育の推進が図られることが示されました。

【前文】

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるようにする。

【総則】

障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言を活用しつつ、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【各教科】

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

学校は、児童生徒一人一人の障がいの状況や、学習活動を行う場合に生じる困難を把握し、指導上の配慮等を推進すべきことが示されました。

<平成30年5月 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)>

発達障がいをはじめ障がいのある子どもやその保護者に対し、教育委員会と福祉部局が連携して、学校と障がい児通所支援事業所等との関係構築の「場」を設置するなど、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制の整備、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場の促進等に取り組むことが示されました。

<平成30年8月 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)>

特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導が行われている児童生徒に対して『個別の教育支援計画』を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、本人とその保護者の意向を踏まえ、医療、福祉、保健等の関係機関と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされました。

<令和3年度4月 新学習指導要領完全実施>

新学習指導要領の告示を受け、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていくことができるようにする観点から、教育課程の見直しを図ることが示されました。

2 県の動向**<令和2年度 栃木県教育委員会 指導の指針>**

特別支援教育のねらいを「インクルーシブ教育システムの推進に向け、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の充実を図る」とし、以下の5点を挙げています。

- 1 校内支援体制の充実
- 2 通常の学級における特別支援教育の充実
- 3 特別支援学級における指導の充実
- 4 交流及び共同学習の推進
- 5 進路指導及び学校間の連携の充実

また、県教育委員会では、学習指導要領の改訂の趣旨や内容を理解し、各特別支援学級や通級指導教室において、適切に教育課程を編成し、実施するために、平成31年2月に「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引き」を作成しました。

その他、特別支援教育に関する参考資料として、栃木県教育委員会、栃木県総合教育センターでは、以下のようなリーフレット等を発行しています。

- ・初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック（H27.3 栃木県総合教育センター）
- ・学校における合理的配慮の提供について（H28.2）
- ・通常の学級における特別支援教育「安心感を高める」指導・支援の充実（H28.3）
- ・障害のある子どもの生涯にわたる自立と社会参加のために（H29.3）
- ・個別の教育支援計画の作成と活用（H29.3）
- ・共に学ぶ教室を目指して ～子どもたちの互恵的な相互作用の展開～（H30.3）
- ・特別支援教育の充実に向けて ～特別支援教育コーディネーターとの連携を通して～（H31.3）
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために ～就学の手続きについて～（H31.3）
- ・初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック（H31.3 栃木県総合教育センター）

<令和2年度 下都賀地区学校教育の重点>

特別支援教育について、「障害の有無にかかわらず、児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な指導や必要な支援をしていくものであり、全ての教育活動の基本となるもの」と示されています。また、特別の支援を必要とする児童生徒に対しては、『個別の教育支援計画』を作成し、それを全教職員で共通理解した上で「学校全体で支援していく」という意識を持って指導することが大切であると示されています。

3 下野市の現状と取組について

平成31年4月に国分寺西小学校は閉校となり、下野市の小中学校は、小学校11校、中学校4校となりました。令和4年度より、南河内地区（薬師寺小学校、吉田東小学校、吉田西小学校、南河内中学校）に義務教育学校を設立し、南河内小中学校となります。

◇市内学校数

	小学校	中学校	義務教育学校
平成30(2018)年度	12校	4校	0校
令和元(2019)年度～ 令和3年(2021)度	11校	4校	0校
令和4(2022)年度～	8校	3校	1校

(1)校内支援体制について

- ・校内委員会^{*1}の設置や特別支援教育コーディネーターを位置付け、全ての学校において、支援体制が整備されています。
- ・校内委員会の開催回数や実態把握の方法は、学校により様々です。
- ・特別支援学級担任の過半数が特別支援教育コーディネーターに指名されています。
- ・各中学校区に1名スクールカウンセラーが配置され、相談支援に当たっています。
- ・学校生活支援員を各校に配置（令和2年度は29名）し、校内支援体制の充実を図っています。

◇校内委員会の回数（回／年）（平成30年5月 文部科学省体制整備状況調査）

	小学校	中学校
1回	3校	1校
2回	2校	2校
3回	4校	0校
4回以上	3校	1校

*1 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため校内に設置する特別支援教育に関する委員会。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成する。

（文科省：「参考資料12：特別支援教育の推進について（通知）」より）

◇特別支援教育コーディネーターの役職（令和元年5月 栃木県整備状況調査）

	小学校	中学校
管理職	1校	0校
通常の学級担任	1校	0校
通級による指導担当者	3校	0校
特別支援学級担任	6校	2校
学級担任ではない特別支援学級主任(中学校)	0校	2校

※全小・中学校とも1名ずつの指名

◇実態把握の方法（平成30年5月 文部科学省体制整備状況調査）

	小学校	中学校
担任、特別支援教育コーディネーター等による観察	11校	4校
保護者からの聞き取り	11校	2校
校内共通の把握シート等による確認	4校	1校
校内委員会で収集した資料を基に分析	8校	2校
外部機関と連携した観察	8校	0校
外部機関と連携した諸検査の実施	9校	0校

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の状況について

① 特別支援学級の状況

特別支援学級とは、障がいなどにより通常の学級における指導では十分にその効果をあげることが困難な児童生徒のために、少人数できめ細やかな指導をする学級です。特別の教育課程を編成し、学級編成基準は8名で1学級です。

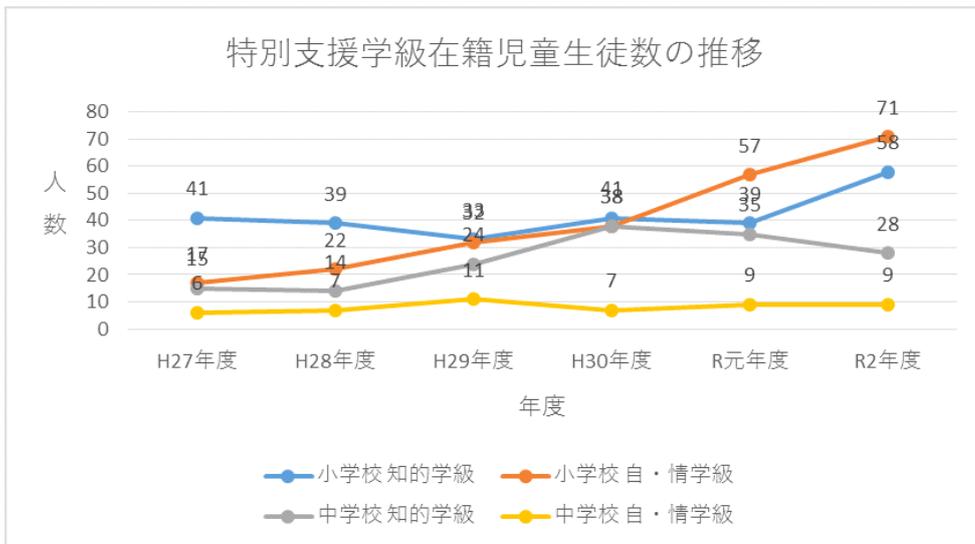
- ・特別支援学級は、市内小学校11校のうち9校、中学校4校全てに設置されています。学級種別は知的障がい特別支援学級（以下「知的学級」という。）と自閉症・情緒障がい特別支援学級（以下「自・情学級」という。）です。在籍児童生徒数は、年々増加しています。
- ・特別支援学級に在籍している全ての児童生徒について、『個別の教育支援計画』を作成、活用しながら指導に当たっています。
- ・特別支援学級に在籍している全ての児童生徒が、通常の学級での交流及び共同学習を行っています。教科等によっては多くの児童生徒が実施しています。

◇特別支援学級設置校及び学級数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	知的学級	8校10学級	8校10学級	8校 9学級	8校10学級	8校 9学級	8校11学級
	自・情学級	7校 7学級	7校 7学級	8校 9学級	8校 9学級	9校11学級	9校12学級
中学校	知的学級	4校 4学級	4校 4学級	4校 5学級	4校 7学級	4校 7学級	4校5学級
	自・情学級	3校 3学級	3校 3学級	3校 3学級	3校 3学級	4校 4学級	4校4学級
学級数合計		24学級	24学級	26学級	29学級	31学級	32学級

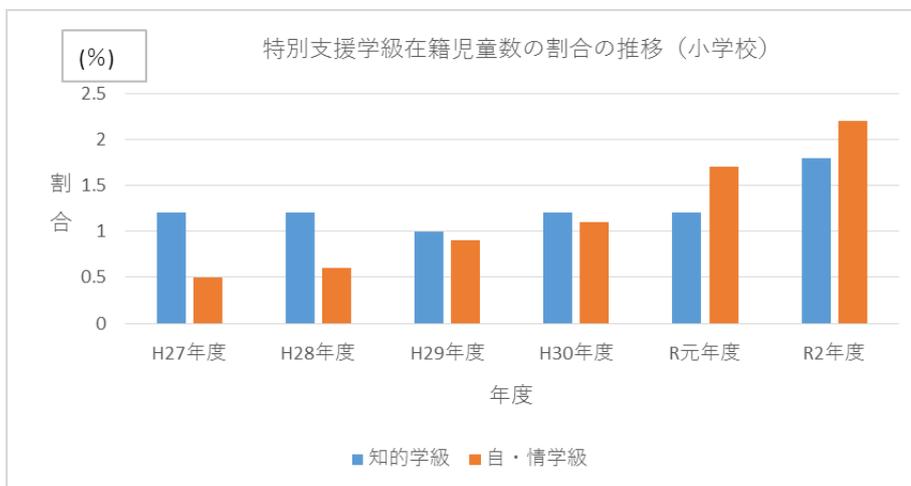
◇特別支援学級在籍児童生徒数の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
小学校	知的学級	41人	39人	33人	41人	39人	58人
	自・情学級	17人	22人	32人	38人	57人	71人
	計	58人	61人	65人	79人	96人	129人
中学校	知的学級	15人	14人	24人	38人	35人	28人
	自・情学級	6人	7人	11人	7人	9人	9人
	計	21人	21人	35人	45人	44人	37人
児童生徒数合計		79人	82人	100人	124人	140人	166人

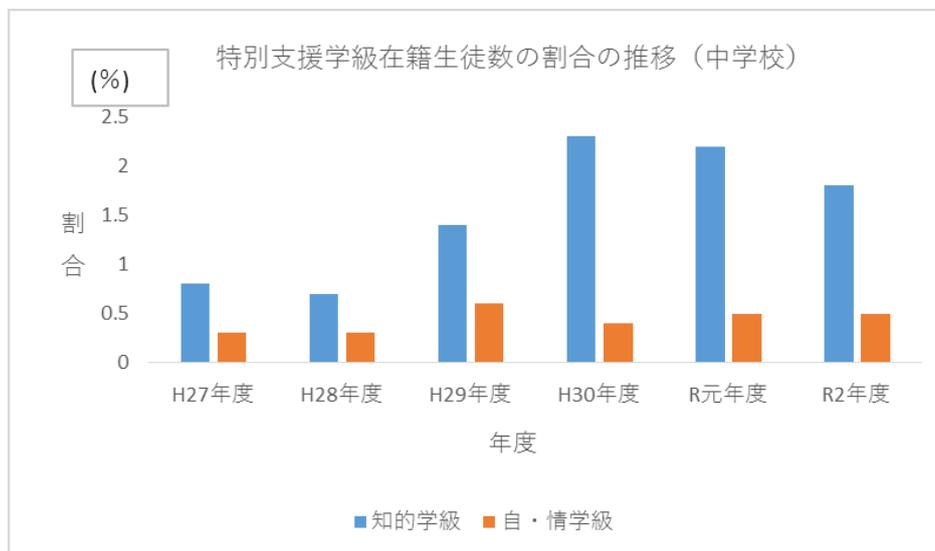


◇特別支援学級在籍児童生徒数の割合の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
小学校	知的学級	1.2%	1.2%	1.0%	1.2%	1.2%	1.8%
	自・情学級	0.5%	0.6%	0.9%	1.1%	1.7%	2.2%
	計	1.7%	1.8%	1.9%	2.3%	2.9%	4.0%



		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
中学校	知的学級	0.8%	0.7%	1.4%	2.3%	2.2%	1.8%
	自・情学級	0.3%	0.3%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%
	計	1.1%	1.0%	3.4%	2.7%	2.7%	2.3%



◇交流及び共同学習を行っている児童生徒の割合

（令和元年度 特別支援学級教育課程）

(%)

小学校	国語	算数	社会	理科	生活	音楽	図工	体育	家庭	道徳	外国語	総合	学活
知的学級	10	0	81	85	97	100	100	100	100	90	77	100	90
自・情学級	6	0	88	94	95	95	96	100	100	89	94	91	96

(%)

中学校	国語	数学	社会	理科	英語	音楽	美術	保体	技家	道徳	総合	学活
知的学級	0	0	26	26	0	91	67	85	67	79	71	76
自・情学級	25	12	50	50	25	62	62	87	75	50	62	50

※各教科等において、一部又は全部について交流及び共同学習を実施しているものを含む。

②通級指導教室の状況

通級指導教室とは、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う教室です。特別の教育課程を編成し、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいの状態等に応じた特別の指導を行う学級です。

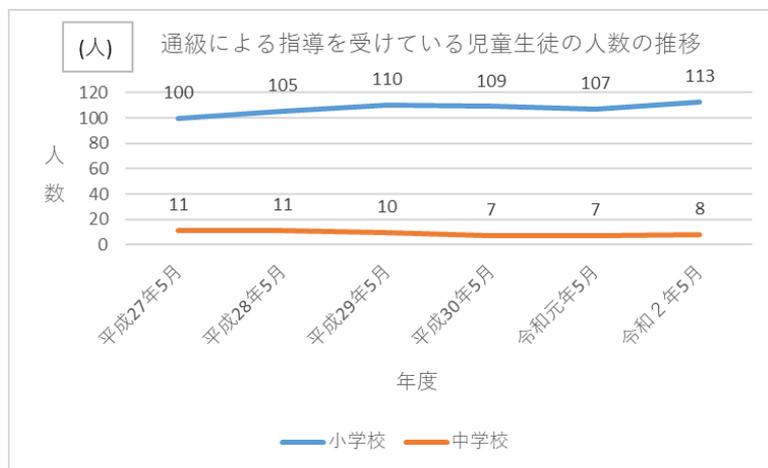
特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服することを目的とする指導（自立活動に相当する指導）のことを指します。

- ・通級指導教室は、小学校5校6教室、中学校1校1教室が設置されています。
- ・人数の推移は、平成27年度から現在に至るまでほぼ横ばいです。
- ・小学校の1教室における通級による指導を受ける児童数は、平均17.8人（R元.5）です。中学校の通級指導教室の設置は1校1教室のため、指導を受けている生徒は少ない傾向にあります。
- ・通級による指導を受けている全ての児童生徒について、『個別の教育支援計画』を作成、活用しながら指導に当たっています。

◇通級による指導を受けている児童生徒の人数の推移

	平成27年5月	平成28年5月	平成29年5月	平成30年5月	令和元年5月	令和2年5月
小学校	100人	105人	110人	109人	107人	113人
中学校	11人	11人	10人	7人	7人	8人

※児童生徒によっては、年度の途中で通級による指導を開始するため、3月にはどの教室も3～5人増となります。

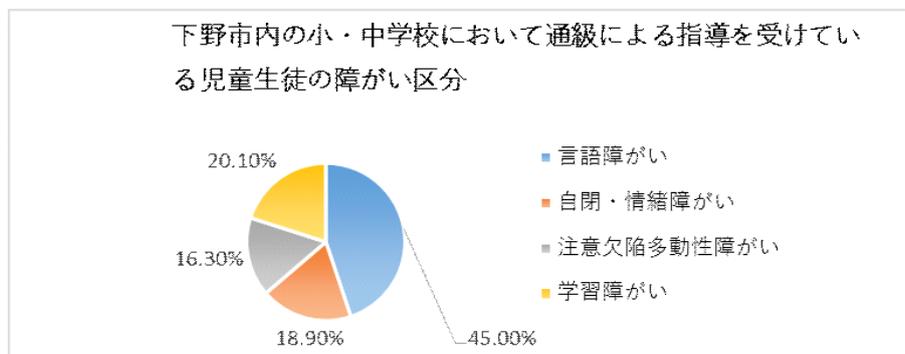


- ・小学校、中学校、義務教育学校において、次のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障がいに応じ特別の指導を行う必要のあるものを教育する場合には、通級による指導において、特別の教育課程によることができます。

- 1 言語障がい者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障がい者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障がい者
- 7 注意欠陥多動性障がい
- 8 その他障がいがある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの
(学校教育法施行規則第140条より)

◇下野市内の小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒の障がい区分
(令和元年5月)

	言語障がい	自閉症・情緒障がい	注意欠陥多動性障がい	学習障がい
人数	50人	22人	19人	23人
割合	45.0%	18.9%	16.3%	20.1%



③通常の学級における状況

- ・支援を必要とする児童生徒について、通常の学級用の『個別の教育支援計画』を作成、活用しながら、指導に当たっています。
- ・通常の学級に様々な障がいのある児童生徒が在籍しており、合理的配慮の共通理解を図り支援の実施に努めています。

◇合理的配慮の提供の状況

<市内における取組例>

- ・学校生活で使用できるよう市で購入した階段昇降機の貸与と学校生活支援員等による支援
(H30 1台、R元 1台 購入)
- ・授業担当者による補聴器に連動したピンマイクの使用
- ・発達障がいのある児童に対する座席の位置の配慮等、安心して授業に取り組める環境調整
- ・イヤーマフの使用による、聴覚過敏の生徒に対する刺激の調整

◇通常の学級で個別の教育支援計画を作成している児童生徒数(通級を含む)

(令和元年5月 栃木県特別支援教育体制整備状況調査)

	人数	割合
小学校	242人	7.8%
中学校	50人	3.3%
計	292人	6.3%

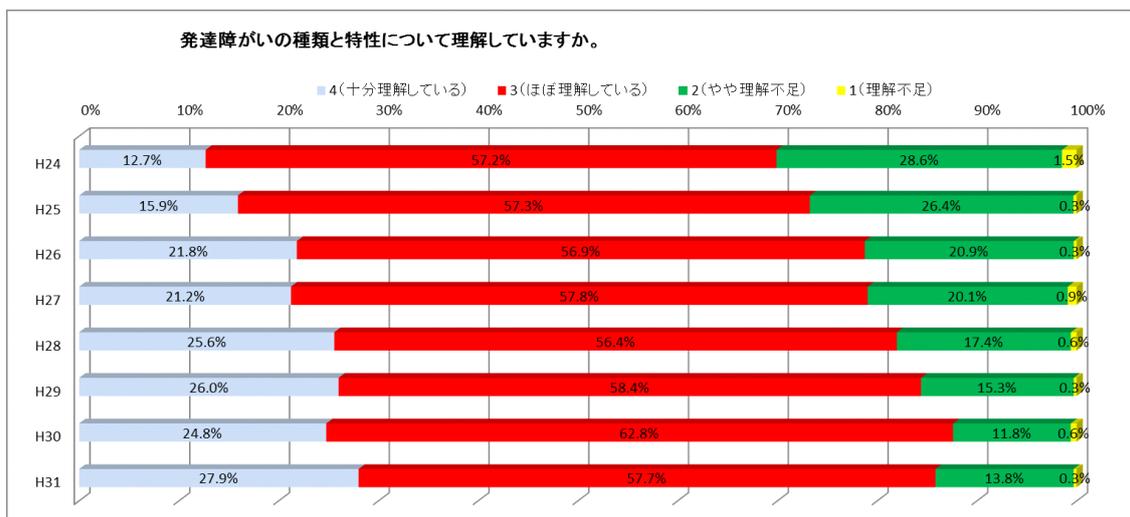
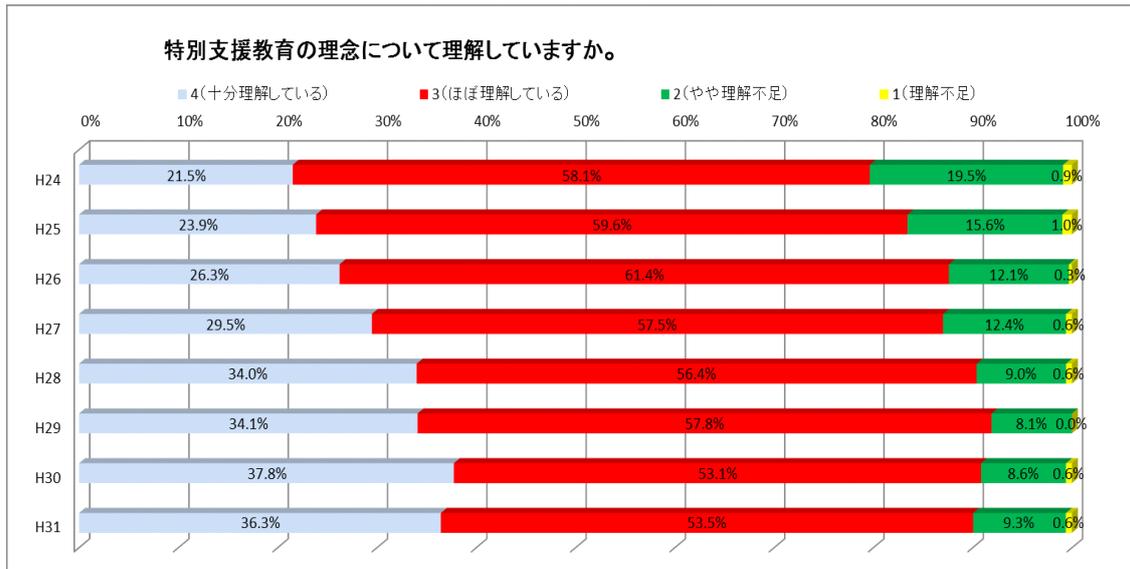
(3)教職員について

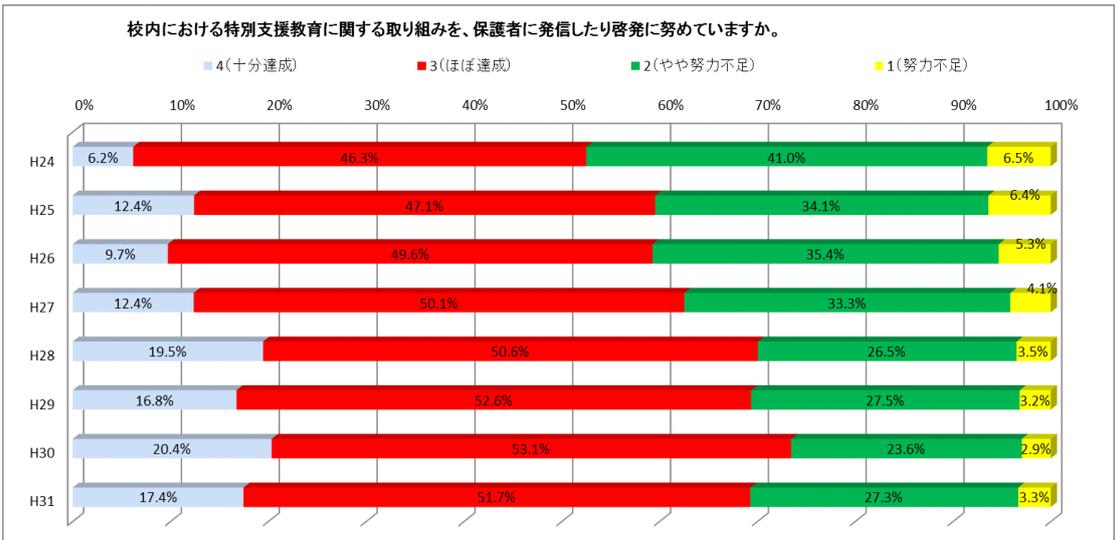
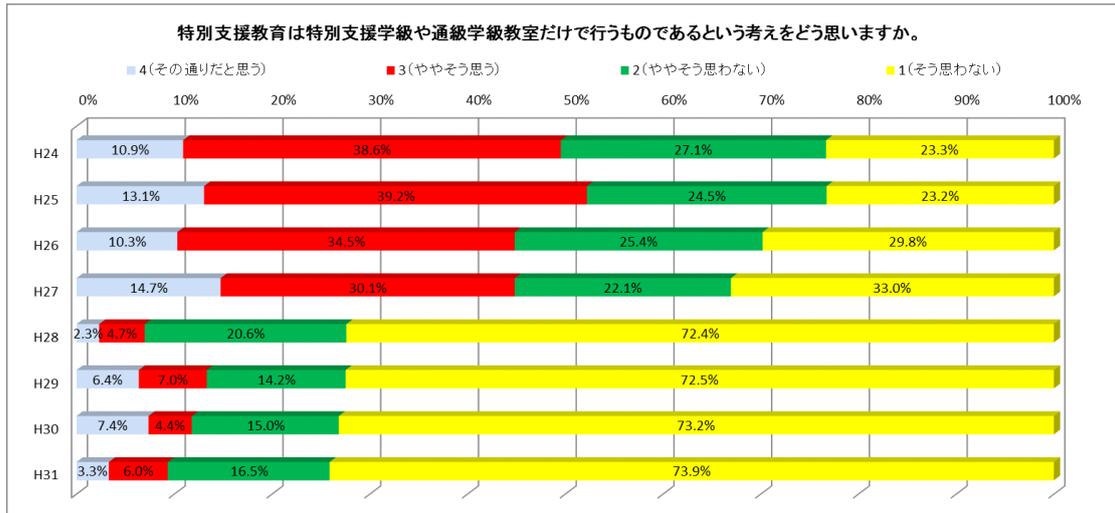
①特別支援教育についての教職員の意識

＜平成24年度～令和元年度 下野市教職員アンケート調査＞

市内の教職員を対象に、特別支援教育についてのアンケートを継続して実施しています。

特別支援教育は特別支援学級や通級指導教室等、担当者のみが行うものという考えに変化が見られることから、特別支援教育についての理解が高まってきていることが窺えます。





②特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の年齢・経験年数

・市教職員全体の年齢構成は、50代、20代が多く、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員については50代が圧倒的に多くなっています。また、特別支援学級等の経験年数が10年未満の担当者が過半数を占めています。

◇小学校

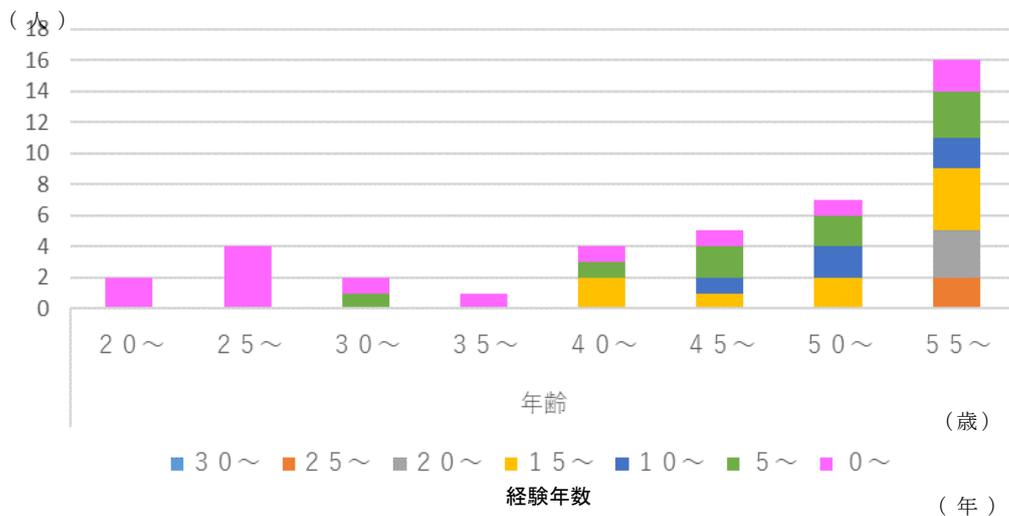
(令和元年 5月1日現在)

		年齢							
		20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～
経験年数	30～								
	25～								1人
	20～								3人
	15～					1人		1人	4人
	10～						1人	1人	1人
	5～			1人			1人	2人	2人
	0～	1人	1人	1人	1人	1人	1人		2人

◇中学校

		年齢							
		20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～
経験年数	30～								
	25～								1人
	20～								
	15～					1人	1人	1人	
	10～							1人	1人
	5～					1人	1人		1人
	0～	1人	3人					1人	

特別支援教育担当者の状況



③特別支援教育に関する研修

- ・令和元年度に実施した下野市教育研究所主催の特別支援教育に関する研修会は、以下の通りです。

研修会名称	対象者	主な内容
特別支援教育 コーディネーター研修会	特別支援教育 コーディネーター	○合理的配慮の提供、個別の教育支援計画を生かした支援と円滑な支援情報の引継ぎについて (R元年 5月)
特別支援学級担任研修会	特別支援学級 担任	○教育課程、個別の教育支援計画の作成・実施について (H31年 4月) ○指導案検討 (R元年 7月)
通級指導教室 担当者研修会	通級指導教室 担当者	○教育課程、個別の教育支援計画の作成・実施について (H31年 4月) ○指導案検討 (R元年 7月)
学校生活支援員研修会	支援員(介助) 教職員(希望者)	○支援の必要な児童生徒との関わりについて (R元年 6月) ○障がいの理解について (R元年 12月)
幼小連携研修会	小学校長、幼稚園・保育園・認定 こども園長	○下野市こども発達支援センターこぼと園の療育について (R元年 6月)

(4)就学支援の現状

①就学支援委員会

- ・市就学支援委員会を年3回実施しています。支援を要する幼児・児童生徒について、障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学や医学、心理学等専門的見地からの意見を聴取し、もっともふさわしい教育の場を検討します。
※委員：医師、学識経験者（心理職、特別支援学校教諭含む）、幼稚園・保育園
・認定こども園長、学校長、教員、保健師等
- ・市内の小・中学校に在籍する児童生徒で、校内就学支援委員会において教育の場の変更（通常の学級⇄特別支援学級 等）が必要とされた場合は、本人・保護者との合意をもって、市就学支援委員会での審議を行います。
- ・特別の支援が必要と考えられる未就学児については、学校教育課指導主事と学校教育サポートセンター相談員で、市内の幼稚園・保育園・認定こども園を訪問観察し、作成した審議資料を基に、市の就学支援委員会で適切な教育の場について審議します。就学支援委員会の審議対象となった未就学児については、審議結果等を就学先に伝え、スムーズな就学につなげます。

◇就学支援委員会対象未就学児・児童生徒数の推移

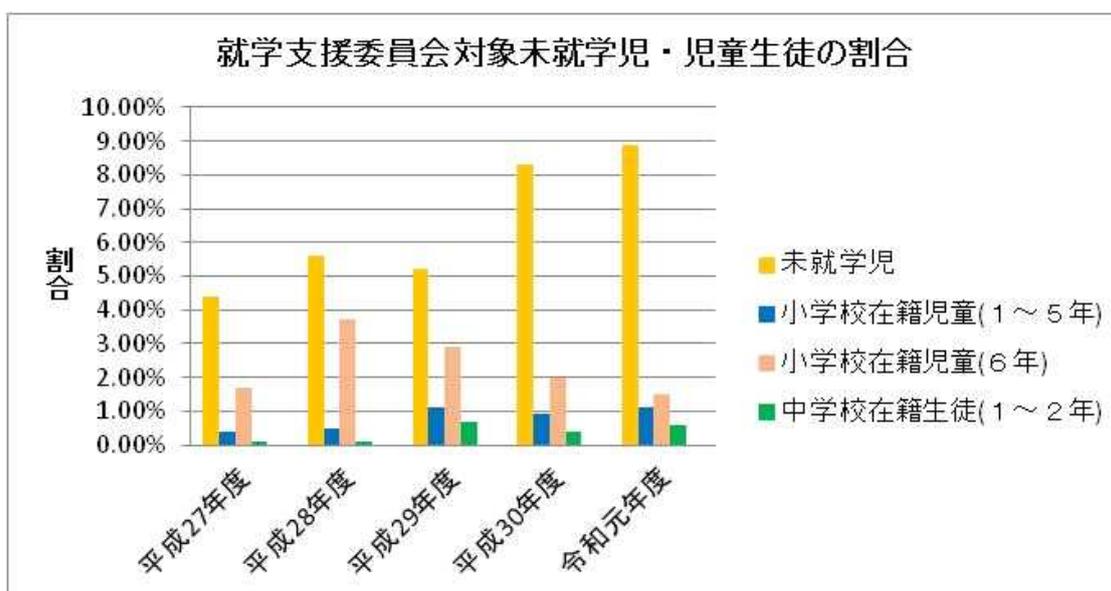
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未就学児	24人	30人	28人	45人	47人
小学校在籍児童(1～5年)	12人	14人	31人	26人	30人
小学校在籍児童(6年)	10人	20人	16人	11人	8人
中学校在籍生徒(1～2年)	1人	1人	8人	5人	7人
合計	47人	65人	83人	87人	92人

◇未就学児・児童生徒数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未就学児合計	536人	533人	529人	538人	528人
小学校在籍児童(1～5年)	2670人	2683人	2677人	2690人	2697人
小学校在籍児童(6年)	588人	539人	550人	529人	517人
中学校在籍生徒(1～2年)	1200人	1159人	1095人	1054人	1052人
合計	4994人	4914人	4851人	4811人	4794人

◇就学支援委員会対象未就学・児童生徒の割合の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未就学児	4.5%	5.6%	5.2%	8.3%	8.9%
小学校在籍児童(1～5年)	0.4%	0.5%	1.1%	0.9%	1.1%
小学校在籍児童(6年)	1.7%	3.7%	2.9%	2.0%	1.5%
中学校在籍生徒(1～2年)	0.08%	0.08%	0.7%	0.4%	0.6%
合計	0.9%	1.3%	1.7%	1.8%	1.9%



②就学前の連携と取組

ア 年長児・保護者相談

- 健康増進課、社会福祉課との連携により、「下野市こども発達支援センターこぼと園」などの療育施設を利用している幼児や就学後に支援が必要と思われる幼児について、保護者の同意を得て、就学相談を実施します。対象児及びその保護者を対象に、「学校教育サポートセンター」の相談員が相談を受け、必要に応じ、小学校や特別支援学校小学部の見学、体験等を紹介し、同行します。

◇相談ケース数、相談回数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談ケース数	32件	39件	31件	51件	53件
相談回数(相談総数)	201回	305回	249回	366回	365回

イ 小学校への支援情報の引継ぎ

- 学校教育サポートセンター相談員が、就学相談を行った幼児について、入学する小学校へ支援情報を引き継ぎます。
- 在籍する幼稚園・保育園・認定こども園は、支援が必要な幼児について、入学する小学校に、支援情報を引き継ぎます。

③『個別の教育支援計画』による幼児期から高等教育までの一貫した支援

- 学校では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整え、『個別の教育支援計画』を活用して、家庭と連携を図りながら指導・支援に当たります。進級時だけでなく、支援の主体が替わる入学、進学の際にも『個別の教育支援計画』を引き継ぐことで、一貫した支援が受けられるようにします。

◇支援情報の引継ぎの状況について

＜平成31年4月 栃木県教育委員会引継ぎ調査＞

	個別の教育支援計画	引継ぎ書	口頭	合計
幼保こ(※)から小学校	6人	47人	6人	59人
小学校から中学校へ	27人	5人	7人	39人
中学校から進路先へ	9人	2人	5人	16人

※幼保こ：幼稚園・保育園・認定こども園の略

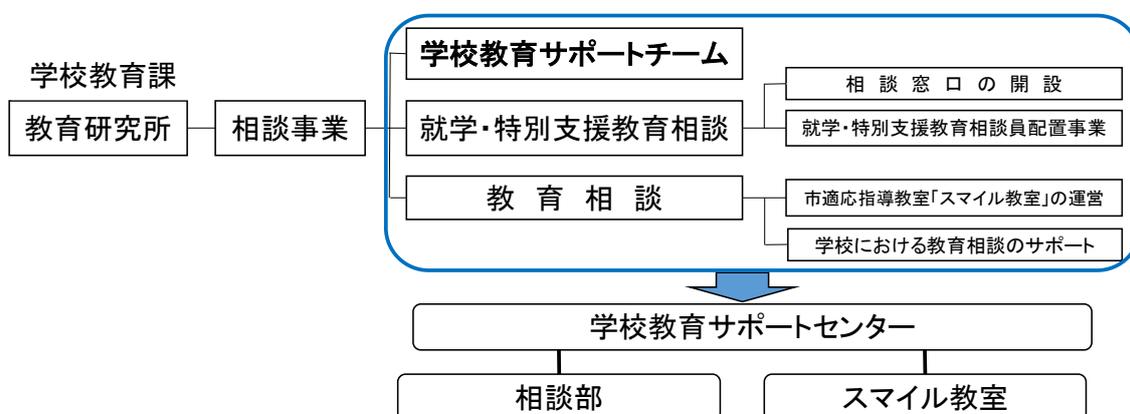
- 平成31年4月の調査では、『個別の教育支援計画』により支援情報の引継ぎを行った割合は、幼保こから小学校への引継ぎで全体の10%、小学校から中学校への引継ぎで全体の69%、中学校から進路先で全体の56%でした。『個別の教育支援計画』を作成していても活用、引継ぎが行われている割合が低いため、今後は、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した的確な支援を行うため、『個別の教育支援計画』により引継ぎを行うことが望まれます。

(5) 関係機関との連携

① 学校教育サポートセンターの変遷

・学校教育サポートセンターは、サポートチームを経て、平成25年度に、適応指導教室（スマイル教室）と同時移転し、同一施設にまとめられました。学校教育上で発生する諸問題の解決を目指し、教育相談及び適応指導を必要とする児童生徒・保護者・教職員に向けた支援機関です。相談部には、専門の相談員、スクールケースワーカー、心理職を配置し、子どもの発達相談、子どもへの関わり方等の悩みなどに対応しています。また、就学相談では、子どもの実態と保護者のニーズに応じた相談や支援ができるように、支援機関と連携を図り情報を収集・提供します。

学校教育サポートチームから学校教育サポートセンターへの変遷



ア 相談部の現状

◇相談ケース数の推移

主 訴	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不登校・行き渋り	21人	16人	18人	28人	26人
いじめ	1人	2人	2人	1人	0人
集団不適應	12人	4人	3人	1人	5人
就学(年長)	32人	39人	31人	51人	53人
進路相談	6人	6人	1人	1人	2人
発達に関すること	25人	49人	65人	69人	75人
身体障害	1人	0人	0人	0人	1人
心因性	1人	1人	0人	0人	0人
学業不振	5人	1人	0人	6人	11人
家族問題	3人	1人	1人	1人	3人
子育て	2人	2人	1人	1人	2人
問題行動	2人	1人	0人	2人	3人
その他	9人	1人	2人	5人	5人
合 計	120人	123人	124人	166人	186人

◇発達検査(WISCIV)数の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
サポートセンター	34件	32件	45件	40件	54件
学校	0件	0件	0件	10件	23件
スクールカウンセラー	0件	0件	16件	26件	20件
検査総数	34件	32件	61件	76件	97件

- ・相談部では、親子の困り感や気持ちに寄り添いながら、カウンセリングやプレイセラピーを実施して、親子の成長を応援しています。また、保護者の了解を得て、学校と連携し支援方法を考えています。主な相談内容は、発達に関すること、年長児の就学相談、不登校、行き渋りとなっています。就学前から関係機関と連携することで、継続的な相談が可能になり、相談件数、検査件数ともに増加傾向にあります。さらに、保護者や小・中学校から、適切な学習の場の選択や、子どもに対するより深い理解のために、発達検査の依頼が増えています。検査の実施にあたっては、保護者から日常生活の様子や困り感を聴き取り、児童生徒の授業の様子を観察し、支援の手立てや関わり方を、保護者、教職員と一緒に考えています。

イ 適応指導教室「スマイル教室」の現状

- ・不登校や不適応の背景には、児童生徒が、学習面、対人関係、家庭環境の困難さを抱えていることがあり、ケースに応じて、こども福祉課や社会福祉課等と、連携を図りながら支援を進めています。児童生徒が学習面のサポートを受けながら、小集団の中での行事やボランティア活動等を通して、社会性を育て、コミュニケーション能力を伸ばし、自己決定、自己選択ができるよう、指導・支援を行っています。

②特別支援学校との連携

ア 特別支援学校センター的機能充実事業の活用

- ・小・中学校は、特別支援学校から、障がいのある児童生徒の実態把握、指導内容や方法、『個別の教育支援計画』の作成、合理的配慮などの専門的なアドバイスを受けることができます。
- ・市内小中学校からの支援要請 平成29年度・・・3件、平成30年度・・・0件
令和元年度・・・3件、令和2年度・・・2件

イ 交流及び共同学習の実施

- ・国分寺特別支援学校、栃木特別支援学校に在籍する本市在住の児童生徒による居住地交流を実施しています。
※令和元年度 国分寺特別支援学校から3名、栃木特別支援学校から2名
- ・国分寺東小と国分寺特別支援学校の交流学習を実施しています。

〈取組の例〉

国分寺東小学校5年生の「総合的な学習の時間」の学習における国分寺特別支援学校の児童との交流体験（互いを認めようとする姿勢を育てたり、「福祉」についての理解を深めたりすることを目的とした授業）

③市役所内関係各課との役割・連携

ア 健康増進課【(4)②ア】

- ・乳幼児期の健診で、支援が必要な子どもについて、保護者と相談し、発達検査や発達二次健診を通して、適切な医療や療育の場につなげています。5歳児健康相談では、集団生活上で認められる特性に焦点を当て、スムーズに就学できることを目的に、教育委員会及び、こども発達支援センターこぼと園と協働しています。幼稚園・保育園と保護者が共に、子どもの障がい特性や行動特性を理解し、健やかな育ちを支援できるよう応援しています。そして、年長児を対象に、5歳児健康相談における支援結果を、在籍園、学校教育サポートセンターや学校教育課、こぼと園と共有し、切れ目ない支援を行っています。就学に向けて、保護者の希望を受け止めながら、適切な学習の場を選択できるよう支援しています。

イ こども福祉課

- ・支援が必要な子どもは、保護者が育てにくさや関わりにくさを感じることがあり、不適切な関わりや虐待が起こる可能性も高まると言われています。また、学校生活においては対人関係不全や集団不適応により不登校になる場合もあります。こども福祉課では、家庭・学校等と連携を図りながら支援が必要な家庭に、家庭訪問等を行い、必要時児童相談所の協力も得て支援しています。また、支援を要する児童が学童保育を利用している場合には、学童保育室とも連携を図っています。

ウ 社会福祉課

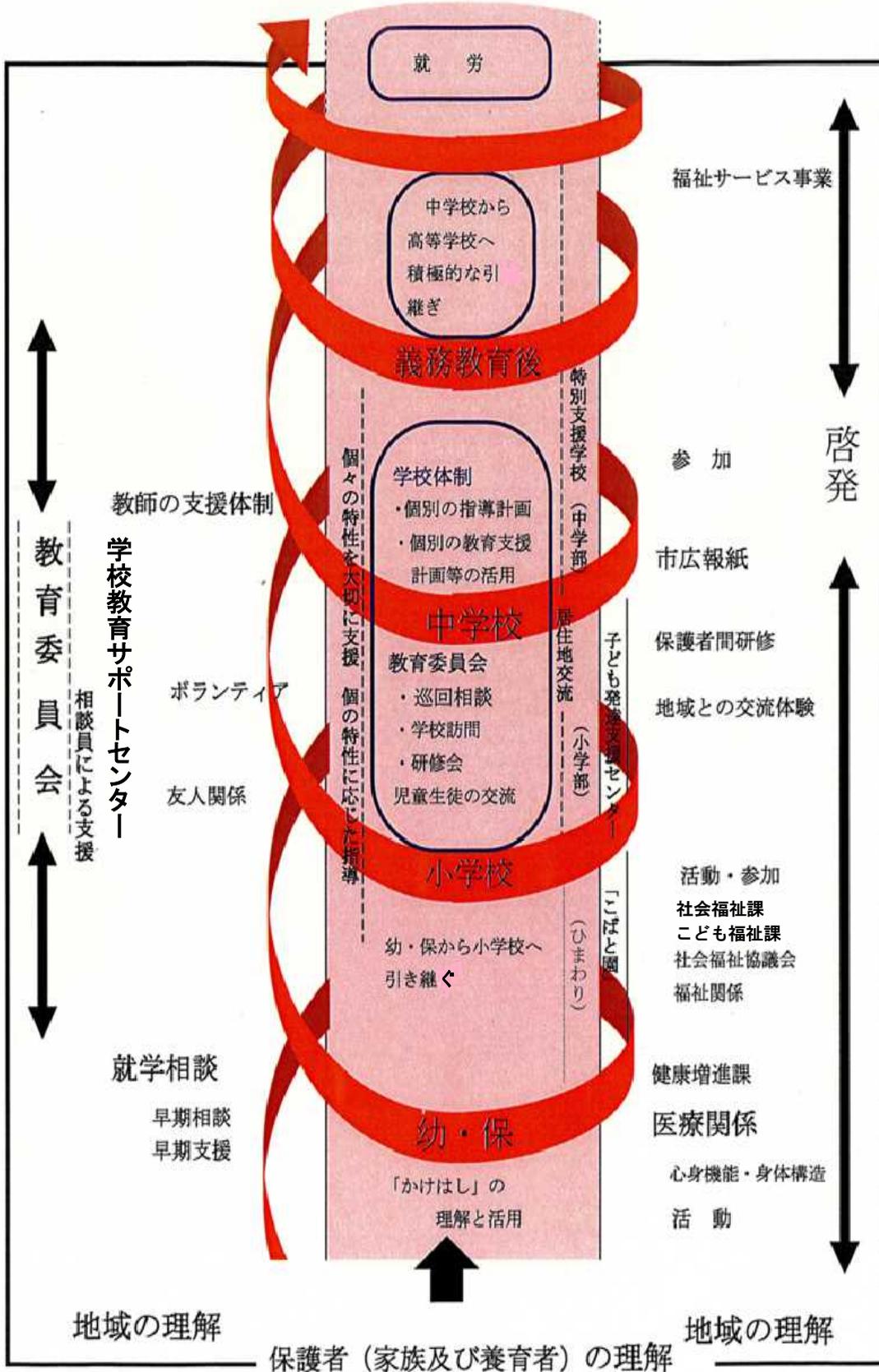
- ・療育手帳、身体障がい者手帳等をもつ児童生徒の保護者や、社会福祉課窓口に来庁した保護者等に対し、必要に応じ学校教育課指導主事が保健師や、障がい児者相談支援センターと共に相談・支援を行います。

エ 下野市こども発達支援センター「こぼと園」

- ・「こぼと園」は、発育・発達に課題のある幼児に小集団での療育と、言葉と身体の発達について専門療育(相談)を行います。医師・保健師・保育士・言語聴覚士・作業療法士・心理職が、適宜相談に応じます。療育では、身近処理に取り組む中で、基本的な生活習慣が獲得できるようにします。また、全身を使った遊びや運動を通して、身体感覚を養うと共に体幹を整えボディイメージの向上を図ります。さらに、机上課題でも様々な遊びを通して、集中力や手指の巧緻性を引き出しています。一人ひとりの発達段階にあわせて、小さな成功体験を積み重ねることで、自己肯定感が高まるよう支援しています。児童発達支援管理責任者が幼児の様子を観察した

り、保護者から聞き取りをして、一人一人に合わせた「個別の支援計画」を作成しています。併設されている「相談支援事業所こぼと」は、相談支援専門員が、児童福祉法・障害者総合支援法に基づいた、福祉サービス利用の情報や利用計画の提案をします。子育ての悩みや、就学の不安について丁寧に話を聞いたり、保護者の了解を得て、幼稚園・保育園や、医療機関との連携をしています。

相談支援体系図



④専門機関との連携

- ・医療における専門的知見や、療育手帳取得時の結果等の情報が必要な場合には、保護者の了解を得て、医療機関や児童相談所に照会し、適切な支援に活用しています。

(6)計画の取組と成果と課題

平成24年3月に策定した前計画についての取組状況を整理しました。

①基本方針1 保護者・地域の理解協力について

具体的施策	実施状況
保護者へのリーフレット配布	・下野市通級指導教室の案内リーフレットを作成し、市内全小学校1、2年生の保護者に配布した。
保護者対象研修会の開催	・支援を要する年長児の保護者を対象に、就学までの流れについてなどの説明会を実施した。また、こぼと園において研修会を実施した。
保護者と学校との共通理解	・特別支援学級在籍児童生徒の保護者と担任との面談を実施し、通常の学級での交流及び共同学習の教科や時数等を決定した。 ・保護者の願いを聞きながら『個別の教育支援計画』を作成し、同意を得た。
保護者会への支援	・下野市市民活動補助事業として支援を実施した。
市広報誌への掲載	・市広報誌『しもつけ』に隔月で記事を掲載。本計画の「めざす子ども像」である『のびのび輝く下野の子』をタイトルとした啓発記事をシリーズ化した。(H24.5月号・7月号・9月号・11月号、H25.1月号・3月号)
市民向け研修会の開催	・本市自立支援協議会こども部会にて、市民、教員、学童保育指導員等を対象に、障がい理解をテーマとした研修会を実施した。
地域での交流体験の実施	・社会福祉課、社会福祉協議会に協力をいただき、『しもつけ福祉フェスタ』でイベントに参加した。

学校関係者だけではなく、広く保護者や市民等にも正しい理解を深め、同じ視点に立って児童生徒を支援することを目指して啓発を進めてきました。今後も、共生社会に向けて、関係団体の理解・協力を得ながら、地域での様々な体験のできる交流の場が増えるよう努めていきます。

②基本方針2 関係機関との連携強化について

学校教育サポートチームの活用	・市内小・中学校の児童生徒について、保護者、本人、教職員に対しての相談支援を実施した。サポートチームはスマイル教室と同一施設にまとめ、サポートセンターとした。→(5)①
市就学支援委員会の活性化・適切な就学先の決定	・市就学支援委員会を年3回実施。就学前から関係各課や関係機関と連携した就学相談を継続し、就学支援委員会の審議結果をふまえた就学先の決定につなげた。→(4)①

健康福祉部との連携	・市の健康福祉部(健康増進課、社会福祉課、こども福祉課)と連携した就学相談を実施した。 →(4)②
特別支援学校との連携	・特別支援学校センター的機能充実事業の活用を実施した。→(5)②
交流及び共同学習	・国分寺特別支援学校、栃木特別支援学校と交流及び共同学習を実施した。 →(5)②
学校だよりの送付	・市教育委員会ホームページへの掲載を実施した。
幼小の連携	・幼小連携事業を実施した。 小学校1年担任授業公開幼保こ担任参観 幼保こ担任授業公開小学校担任参観 ・各地区ごとに幼小教職員情報交換会を実施した。 ・幼保こ園児の集団での小学校見学を実施した。
小・中、中・高の連携	・『個別の教育支援計画』を活用した支援情報の引継ぎを実施した。 →(4)③

学校教育サポートセンターの機能強化により、学校教育課と健康福祉部との連携や幼・小の支援の引継ぎが有効に行われるようになりました。今後は、関係機関の連携や機能をより一層充実させ、小・中学校における特別支援教育を支える体制を整えていきます。

③基本方針3 推進体制の充実について

『かけはし』の啓発・活用	・こばと園利用の幼児の保護者に対し積極的に啓発し、活用を推進した。[「かけはし」は、誕生から青年期までの育ちの記録を記した「個別の支援計画」である(HPよりダウンロード可)。保護者や関係機関が記入する。]
児童生徒の交流学習の推進	・特別支援学級在籍児童の通常の学級との交流については高い割合で実施した。 →(2)①
個別の教育支援計画の活用	・特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、『個別の教育支援計画』の作成は、100%(H30より法的義務)作成した。 →(2) ・進級、進学の際に活用を推進した。 →(4)③
巡回相談の活用	・市巡回相談事業終了、学校教育サポートセンター相談事業へ移行した。
特別支援教育コーディネーター研修会	・下野市教育研究所主催による各研修会を実施した。
特別支援学級・通級指導教室担当者研修会	・指導主事による特別支援学級及び通級指導教室の訪問による研修を実施した。 →(3)③

夏季希望研修会	
学校生活支援員・学級指導助手研修会	
学校訪問(特別支援学級・通級指導教室)	・「学校教育サポートセンター学校訪問」として実施した。 市内全小中学校を訪問(指導主事、心理職の同行)
特別支援学級・通級指導教室増設の検討	・H29 小学校1校 自・情学級 ・H31 小学校1校 自・情学級 中学校1校 自・情学級 の増設を実施した。
教育総務課との連携	・特別支援に係る施設設備の要望に随時対応した。 (ex)1教室に1台のエアコンの設置

学校訪問等による学校と市の連携等、特別支援教育の推進に対する意識の向上が図られてきました。学校においては、スクールカウンセラー等の専門的な知見を取り入れ、教育相談と特別支援教育がつながりをもった校内体制づくりに努めていきます。

また、『個別の教育支援計画』の作成が定着し、個に応じた合理的配慮等についての共通理解が図られてきています。今後は、『個別の教育支援計画』を保護者と共有しながら、有効な活用を進めていきます。

4 下野市における今後の特別支援教育の方向性

下野市の特別支援教育について、平成24年度策定の前計画の取組状況により、基本方針の①から③に基づく取組を進め、成果と課題が明らかになり、今後の取り組むべき方向性について検討し、以下の内容が明らかになりました。まず、健康福祉部や学校教育サポートセンターを中心とする相談体制について、本市の特別支援教育を支える役割として大いに機能しています。また、配慮や支援が必要な児童生徒が年々増加している一方、経験年数の浅い特別支援学級担当者が増えている現状が分かりました。

今後、国や県が進めるインクルーシブ教育システムを推進し、「共生社会」の形成に向け、本市の特別支援教育の現状等から見える強みを生かし、課題を解決するための取組の方向性を以下の4点に整理しました。

(1) 校内支援体制の充実に関すること

特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置はすべての学校で行われていますが、その機能を十分に生かすことが大切です。校内委員会の役割を明確化し、特別支援教育コーディネーターを中心に組織的に取り組むよう努める必要があります。校長のリーダーシップの下、全教職員が協力し合い学校全体としての対応を組織的、計画的に進めます。

(2) 教職員の専門性の向上に関すること

特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級においても様々な課題や困難を抱える児童生徒が増加しています。『個別の教育支援計画』を作成、活用し、全ての児童生徒が安心して学べるよう特別支援教育についての教職員の専門性をさらに向上させる必要があります。教職員全体を対象に、特別支援学校によるセンター的機能、学校教育サポートセンターの学校相談支援機能を活用し、研修会を実施するとともに、『個別の教育支援計画』の作成と活用を推進します。

(3) 多様な学びの場の整備に関すること

小学校において、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の割合が、平成27年度から令和元年度にかけて4倍以上に増加しています。多様な障がいの程度や教育的ニーズのある児童生徒が増加していることを鑑み、全ての児童生徒が安心して学べる連続性のある多様な学びの場の設置を目指します。全ての児童生徒にとって十分な学びが実現できるよう、児童生徒一人一人が自己理解を深め、自信をもち、安心して学校生活を送れるような指導に努めます。

(4) 相談、支援の体制や地域、関係機関との連携に関すること

市内の小・中学校に身体、知的、発達障がい等のある児童生徒が在籍し、放課後等デイサービスや学童保育を利用する児童生徒が、今後も増えていくことが予想されます。

本市では、学校教育サポートセンターが専門家チームとして、相談支援や学校、専門機関との連携を行っています。相談や支援体制が安定して継続し、就学前からの一貫した支援を行うために、更なる幼小連携や小中一貫教育の推進、特別支援学校や医療、福祉等の関係機関との連携が求められています。

以上の4点について、課題の解決やさらなる推進を図るための計画を第2章に示します。

第2章 計画(第二次)の考え方について

I 基本理念

下野市の特別支援教育推進計画(第二次)は、市の学校教育の目標や国の特別支援教育の理念に基づき、インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指します。

II スローガン

障がいの有無にかかわらず、インクルーシブ教育の理念に基づき、子ども一人一人の能力の最大限の伸長を図るよう、教育、医療、保健、福祉等の各分野が連携し、社会全体で育てていきます。

～きらきら輝き、共に生きるしもつけの子～

子どもの自己肯定感を高めることで、一人一人がいきいきと輝き、地域社会の一員として共に生きる「しもつけの子」になってほしいという思いから、このようなスローガンとしました。

III 基本目標

子どもの良さや可能性を最大限に伸ばし、共に学び支え合う
「共生社会」の実現を目指すための指導・支援の充実

IV 施策の視点

基本目標を達成するために、次の3つの視点に基づいて特別支援教育の施策を展開していきます。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 視点1 「たかめる」 | 特別支援教育推進のための校内支援力を高めます。 |
| 視点2 「ひろげる」 | 多様な学びで、子どもの可能性を広げます。 |
| 視点3 「ささえる」 | 学校・家庭・関係機関の連携により、切れ目なく続く支援を支えます。 |

1 視点1 「たかめる」

特別支援教育推進のための校内支援力を高めます。

児童生徒の多様な教育的ニーズに対して的確に対応できるよう、外部の専門家の活用や校内研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性や指導力、校内支援力の向上を図ります。

また、『個別の教育支援計画』を十分に活用し、関係機関と連携した支援体制の確立を図ります。

2 視点2 「ひろげる」

多様な学びで、子どもの可能性を広げます。

知的障がい及び自閉症・情緒障がいの特別支援学級と通級による指導を行う教室を整備して、指導の充実を図ります。

また、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが可能性を伸ばせるよう、多様な学びの場や教育内容の充実を図ります。

3 視点3 「ささえる」

学校・家庭・地域・関係機関の連携により、切れ目なく続く支援を支えます。

早期からの一貫した支援の実現のために、こども発達支援センターや健康福祉部、学校教育サポートセンターと連携を図り、就学相談を充実させるとともに、幼小連携や小中一貫教育の推進に努めます。

また、障がいのある児童生徒が将来の自立した生活に向けて、子どもと家庭を取り巻く学校を含めた関係機関が連携しながら支援していく体制づくりを推進します。

V 計画(第二次)の体系

【スローガン】

きらきら輝き、共に生きるしもつけの子

【基本目標】

子どものよさや可能性を最大限に伸ばし、共に学び支え合う
「共生社会」の実現を目指すための指導・支援の充実

視点1

「たかめる」

重点施策

- ・ 校内委員会の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターの活動の充実
- ・ 特別支援教育に関する教員の指導力向上

特別支援教育推進のための校内支援力を高めます。

視点2

「ひろげる」

重点施策

- ・ 通常の学級における特別支援教育の推進
- ・ 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実
- ・ 共に学ぶ教室(交流及び共同学習)の充実

多様な学びで、子どもの可能性を広げます。

視点3

「ささえる」

重点施策

- ・ 幼児期からの一貫した支援の推進
- ・ 学校教育サポートセンターにおける相談支援・学校支援の充実
- ・ 特別支援教育の取組についての保護者や地域等への啓発
- ・ 特別支援ネットワーク連絡協議会の設置

学校・家庭・地域・関係機関の連携により、切れ目なく
続く支援を支えます。

第3章 計画(第二次)の取組について

I 重点施策と具体的な取組について

視点1から3に基づいて重点施策を以下のように設定し、具体的な取組について示しました。また、指標をアンケートの項目とし、市内小・中学校の教職員を対象に、毎年アンケートを実施することで、施策の実現状況を確認しながら計画(第二次)を推進します。

令和2年度に、市内の教職員を対象にアンケートを実施しました。現状値は、その結果であり、目標値は、令和7年度までに達成を目指す数値です。

【最高値4点】

1 視点1 「たかめる」

特別支援教育推進のための校内支援力を高めます。

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
校長のリーダーシップの下、児童生徒の実態把握や支援のために、校内支援体制を整え、『個別の教育支援計画』を生かして全校体制で指導・支援に当たっている。	3. 50	3. 55
多様な教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターと連携し、指導に当たっている。	3. 47	3. 52
特別支援教育に関する研修や小中一貫教育における取組等に参加するなど、特別支援教育に関する理解を深め、日々の指導に生かしている。	3. 29	3. 34

【重点施策】

- (1)校内委員会の充実
- (2)特別支援教育コーディネーターの活動の充実
- (3)特別支援教育に関する教員の指導力向上

【具体的な取組】

(1)校内委員会の充実

校長のリーダーシップの下、児童生徒の実態把握や支援方法の検討のために、全教職員での支援体制を確立します。

- ①児童生徒の学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ②特別な支援を必要とする児童生徒についての適切な指導、必要な支援等の検討
- ③『個別の教育支援計画』の作成と活用(合理的配慮の提供の検討も含む)
- ④特別支援教育に関する校内研修の企画・立案
- ⑤校内就学支援委員会の開催(措置変更、通級指導の開始・終了の検討等)

⑥ケース会議等の実施

(2) 特別支援教育コーディネーターの活動の充実

特別支援教育コーディネーターの活動環境を整備し、多様な教育的ニーズに対応するために、校内の特別支援教育を推進します。

- ①校内委員会の運営
- ②校内外の教職員や関係機関等との連絡調整
- ③保護者の相談窓口
- ④担任等への支援

※特別支援教育コーディネーターは、管理職（教頭）と特別支援教育担当者との複数体制が望ましい。また、児童生徒の実態把握等の時間がとれるよう、特別支援教育コーディネーターの授業時数を見直すなどの配慮が必要である。

(3) 特別支援教育に関する教員の指導力向上

全ての教職員の専門性を高めるために、研修会を実施します。

- ①特別支援教育コーディネーターを対象とした研修
- ②特別支援学級、通級指導教室担当者の研修
- ③学校生活支援員（介助）の研修
- ④特別支援教育について推進を図るための研修
- ⑤特別支援学級、通級指導教室への指導主事の訪問研修
- ⑥外部の専門家による研修
- ⑦各学校の特別支援学級、通級指導教室の授業公開や情報交換

※①～⑥市教育研究所主催研修、各校における校内研修等で実施。

④教職員全体研修会での実施も検討。

⑦小中一貫教育における取組、S&U、要請訪問や校内研修等で実施。

2 視点2 「ひろげる」

多様な学びで、子どもの可能性を広げます。

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
(通常の学級担任・専科担当者等対象) 全ての児童生徒が、自己肯定感や自己有用感を味わえるよう、児童生徒の理解を深め、一人一人の能力や特性、教育的ニーズに応じた安心感のある指導・支援に当たっている。	2. 6 8	2. 8 8
(特別支援学級担任・通級指導教室担当者対象) 保護者との綿密な相談による共通理解に基づいた『個別の教育支援計画』を作成・活用し、一人一人の特性や困難な状況に応じた計画的な指導・支援に当たっている。	2. 1 2	2. 5 0

<p>(交流及び共同学習を行っている通常の学級の担任・支援学級の担任対象)</p> <p>交流学級担任と特別支援学級担任が連絡を取り合い、連携をしながら、合理的配慮の提供等、児童生徒の状況に応じた適切な交流及び共同学習を行っている。</p>	2. 4 4	2. 6 4
--	--------	--------

【重点施策】

- (1) 通常の学級における特別支援教育の推進
(2) 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実
(3) 共に学ぶ教室(交流及び共同学習)の充実

【具体的な取組】

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

全ての児童生徒が自己肯定感や自己有用感を味わえるよう、児童生徒への理解を深め、一人一人の能力や特性、教育的ニーズに応じた安心感のある指導・支援に努めます。

- ①ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境及び指導の工夫
- ②安心感を高める指導・支援の工夫
- ③『個別の教育支援計画』を活用した、個に応じた指導・支援の工夫（合理的配慮の提供を含む）
- ④保護者、通級指導教室、特別支援学級、関係機関との連携

(2) 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実

ア 特別支援学級における指導の充実

特別の教育課程の下、『個別の教育支援計画』に基づいて、将来必要とされる力を計画的に育てていくことを目指し、指導の充実を図ります。

- ①保護者とのより綿密な連携による『個別の教育支援計画』の作成と活用
- ②適切な特別の教育課程の編成
- ③個に応じた授業の工夫
- ④学習環境の整備や個に応じた教材教具の工夫
- ⑤特別支援学校センター的機能の活用や医療、関係機関との連携

イ 通級による指導の充実

児童生徒に自信が育つよう、一人一人の困難の状況に応じた自立活動の指導を行います。

- ①保護者、担任（通常の学級）との連携による『個別の教育支援計画』の作成と活用
 - ②個々の実態把握に基づいた指導内容の設定と授業の工夫
 - ③特別支援学校センター的機能の活用や医療、関係機関との連携
- ※学校教育課を中心に、全ての学校における通級指導教室の設置（基礎定数化の実施）や巡回による指導の実施についての検討

(3) 共に学ぶ教室(交流及び共同学習)の充実

障がいの有無にかかわらず相互理解を促進し、児童生徒の状況に応じた適切な交流及び共同学習の実施に努めます。

- ①特別支援学級担任及び通級指導教室担当者と交流学級担任との連携
- ②交流及び共同学習のねらいの明確化
- ③子ども同士の相互支援の育成

※学校生活支援員(介助)の活用

児童生徒の安心感を高めると共に、主体的な学習や生活が図れるような支援に努めます。

- ①基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ②学習活動、教室間移動等における介助
- ③児童生徒の健康・安全確保
- ④発達障がい等の児童生徒に対する学習支援
- ⑤運動会、学習発表会、校外学習等の学校行事における介助
- ⑥周囲の児童生徒の障がい理解促進

※特別支援教育コーディネーター、学級担任等と連携し、必要な支援について検討する。

3 視点3 「ささえる」

学校・家庭・地域・関係機関の連携により、切れ目なく続く支援を支えます。

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年)
幼小連携事業や小中一貫教育、支援情報の引継ぎによる一貫した指導・支援の継続に当たるとともに、学校教育サポートセンターや医療機関等と連携し、専門家からの意見や助言を指導・支援に生かしている。	3. 39	3. 44
保護者や地域に対して、特別支援教育の理解啓発や学校教育サポートセンターなどの外部機関の役割や取組を分かりやすく説明している。	3. 23	3. 28

【重点施策】

- (1) 幼児期からの一貫した支援の推進
- (2) 学校教育サポートセンターを中心とした相談支援・学校支援の充実
- (3) 特別支援教育の取組についての保護者や地域等への啓発
- (4) 特別支援ネットワーク連絡協議会の設置

【具体的な取組】

- (1) 幼児期からの一貫した支援の推進

ア 幼児期からの一貫した指導・支援、引継ぎの実施

『個別の教育支援計画』を活用し、幼児期からの一貫した指導・支援を継続することで一人一人の力を伸ばします。

- ①幼小連携事業における授業（保育）参観や情報交換、支援の引継ぎの推進
 - ②小学校とこばと園との連携による支援内容の確認、検討（新学齢児）
 - ③小中一貫教育の推進による継続した指導・支援
 - ④中学校卒業後の進路先への支援情報の確実な引継ぎ
 - ⑤各中学校区における授業参観の実施
 - ⑥学校と放課後デイサービス等との情報交換の場の設定
- ※②～⑤各学校、各中学校区で実施

⑥学校教育課を中心とし、市関係各課と連携して方策を検討する。

イ 適切な就学支援の実施

児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えを把握し、合意形成を基本とした適正な就学支援に努めます。

- ①校長や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内就学支援委員会の実施
- ②市就学支援委員会による適切な就学支援

(2) 学校教育サポートセンターを中心とした相談支援・学校支援の充実

学校教育サポートセンターを中心とし、各学校のスクールカウンセラーや心理職、医療機関、市の健康福祉部と連携し、相談支援の充実に努めます。

- ①学校教育サポートセンターによる学校訪問
- ②専門家（学校教育サポートセンター心理職、スクールカウンセラー、医療機関等）による発達検査の結果を生かした指導・支援についての助言
- ③学校教育サポートセンター相談員、心理職等のケース会議（校内委員会）への参加
- ④学校、保護者との就学相談
- ⑤保護者の相談窓口

※学校教育サポートセンターとは、各校のコーディネーターが中心となり、連絡調整する。

各機関で所有している検査結果等を共有するときは、保護者の同意を得る。

(3) 特別支援教育の取組についての保護者や地域等への啓発

特別支援教育の理解啓発を図るため、保護者や地域に取組について周知します。

- ①リーフレットの作成・配布等による市の特別支援教育の推進についての周知
- ②学校便りや学校運営協議会等を通じた学校の取組についての周知

(4) 特別支援ネットワーク連絡協議会の設置

毎年開催し、学校現場との課題の共有を図るとともに、本計画（第二次）の運用状況を把握しながら改善に努めます。

Ⅱ 計画(第二次)の推進にあたって

1 計画(第二次)の推進

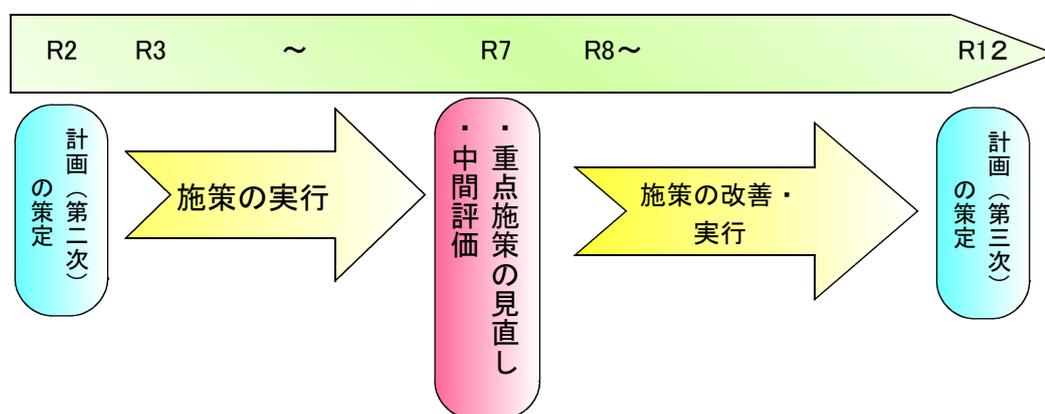
本計画(第二次)は、下野市の学校教育における特別支援教育の方向を示すものです。基本目標を達成し、目指す子ども像を実現するために、学校、家庭、地域、関係機関が、計画(第二次)の基本理念を理解し、協働して、子どもの視点に立った取組をすることが大切です。

2 計画(第二次)の周知と啓発

本計画(第二次)の推進にあたっては、学校・教職員はもとより、家庭、地域、関係機関等の協力が得られるよう、広報誌やホームページなどを活用し、多くの機会を捉えて計画(第二次)の周知と意識の啓発に努めます。

3 計画(第二次)の見直し

基本目標の達成にあたっては、PDCA(「計画」→「実行」→「評価」→「改善」)のサイクルを基本としながら、以下により計画の実効性を高めます。



重点施策については、中間期の令和7年度までの指標を設定し、計画(第二次)の中間評価を実施して見直しを行います。改善策を立て、計画的に実施していきます。

資料編

【様式1】記入例（共通）

令和〇年度 個別の教育支援計画
〔支援機関一覧〕

ふりがな氏名(性)	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (〇)	生年月日	平成〇年〇月〇日	学校・学年	〇〇〇 学校 第〇学年
保護者氏名	〇〇 〇〇	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 下野市〇〇〇〇〇〇〇〇	電話	〇〇〇〇- 〇〇-〇〇〇〇

	就学前	小学校・小学部			中学校・中学部	高等学校・高等部	卒業後
		低学年	中学年	高学年			
支援窓口	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課	社会福祉課 子ども福祉課 学校教育課			学校教育課 社会福祉課	社会福祉課 ふおーゆう	生涯学習課
母子保健	主に就学前の健康診断等を記入 5歳児(年中児)健康相談						
医療・福祉	〇〇市こども発達センター 担当：〇〇 (5歳～月1回) こぼと園 担当：〇〇 医療機関や福祉機関でのかかわりを記入	下野市内の障がい通所支援 ・下野市こども発達支援センターこぼと園(児) ・下野市こども通園センターけやき(児・放) ・みのりの杜キッズスクール自治医大(放) ・トータスジュニア下野(児・放) ・みのりの杜キッズスクール小金井(放) ・子どもサポート教室「きらり」下野校(児・放) ・トータスジュニア自治医大(児・放) ※児・・・児童発達支援 放・・・放課後デイサービス				社会福祉課の業務内容 ・障がい児福祉療育手帳 放課後等デイサービス ・生活保護 ・医療費助成 こぼと園 等 子ども福祉課の業務内容 ・学童保育 ・保育園 ・認定こども園 ・児童館 等	
教育・保育	サポートセンター 担当：〇〇 〇〇幼稚園 担任 3歳：〇〇 就学前(幼稚園・保育園・認定こども園等)や就学後の支援にかかわっている担当者等を記入	〇〇小学校 コーディネーター：〇〇 1年担任：〇〇 通級担当：〇〇 2年担任：〇〇 通級担当：〇〇 スクールカウンセラー：〇〇 サポートセンター：〇〇				健康増進課の業務内容 ・乳幼児健診 ・5歳児健康相談 等 学校教育課の業務内容 ・児童生徒の就学 ・就学援助 ・学校支援 等	
家庭	家庭での役割分担等	食事の配膳 洗濯物たたみ 父、母、妹					
地域	習い事や地域での活動を記入	学童保育 子ども会		親子サッカー 体操 コンビニ		市立図書館	
労働	労働機関でのかかわりを記入			マイチャレンジ 2年：〇〇事業所		ハローワーク	障害者職業センター

【様式2】記入例(通常の学級用)

令和〇年度 個別の教育支援計画
〔指導計画〕

(前期)

〇年〇組 氏名(〇〇 〇〇)

1年間の目標	・教師や友達に話を聞こうとすることができる。
--------	------------------------

実態	指導目標	指導場面	指導の手立て	評価
<p>【うまくいっている状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活科など、興味のある学習には積極的に取り組むことができる。 ・友達が好きで、自分からかわろうとすることができる。 <p>【つまづいている状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任の説明中に思いついたことを一人でつぶやくことが多いが、名前を呼ぶと黙って話を聞くことができる。 ・連絡帳を書く時間に友達とおしゃべりをするところがあるが、そばに行って「連絡帳」と声をかけると、取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町探検の学習で、教師や友達の話聞くことができる。 ・連絡帳を書くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業 ・授業 ・帰りの会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が説明をする際は、実物や身振りを交え、分かりやすく伝える。 ・本児のつぶやきのよさを認め、周囲の児童に伝えて、児童同士のやりとりをつなぐ。 ・連絡帳を書く際、内容を小さなメモにし、本児にそっと渡して声をかける。 ・連絡帳が書けたら、となりの友達と確認し合い、互いにできていたら握手をする。 	

合理的配慮	教育内容・方法 支援体制 施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の位置を前方にし、集中しやすいようにする。 ・準備物や活動内容をメモで渡し、自分で確認しながら進められるようにする。 ・授業中に本児が離席し、教室を出て行ってしまった場合、隣の学級の教師が教頭に伝え、教頭が学級に入る。担任は本児に対応できるようにする。
-------	--------------------------	---

記載内容について承諾しました。	令和〇年〇月〇日	保護者名	〇〇 〇〇
-----------------	----------	------	-------

【様式3】記入例(通級・特別支援学級用)

令和〇年度 個別の教育支援計画
 <指導計画>

令和 〇年 〇月 〇日記入

ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇		性別	〇	学級	〇年〇組	記入者名	〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇						(所属)	(担任)
診断名等	診断名:注意欠陥多動性障害 令和〇年〇月〇日診断 医療機関名:〇〇病院						服薬	有(無) 〇〇〇〇〇〇
検査結果等	検査名	WISC-IV						
	検査結果	全検査IQ〇〇 言語理解指標〇〇、知覚推理指標〇〇、ワーキングメモリー指標〇〇、 処理速度指標〇〇						
	実施期日	令和〇年〇月〇日						
	実施機関	〇〇市教育センター						
障害者手帳	身体	有(無)	級 (令和 年 月 日 交付)					
	療育	有 無	A1 A2 B1 B2 (令和 年 月 日 交付・再交付)					
	精神	有 無	級 (令和 年 月 日 交付)					
家庭状況	・父、母、本人、妹(3歳)の4人家族。 ・両親が共働きのため、放課後は学童保育を利用している。 ・休日は自転車で近所を走るなど、一人で遊んでいることが多い。							
本人及び保護者の願い	[本人] ・学習漫画の伝記シリーズが好きなので、その話を聞いてほしい。 [保護者] ・親や友達に対して乱暴な言葉遣いが多いので、穏やかに話せるようになってほしい。							
健康上の配慮	・特になし							
生活の様子	学 習	うまくいっている状況			つまづいている状況と必要な支援			
		・図工で絵を描くことが得意である。 ・文字を書くことや、足し算、引き算の計算ができる。			・作文や日記で、同じ文を何度も書くことが多いので、「いつ」「だれが」「何をした」などを記入できるワークシートを使う。			
	生活習慣	・毎朝、大きな声で挨拶をし、元気に登校することができる。			・忘れ物が多いので、自宅で持ち物を準備したら、連絡帳の持ち物の下に好きなシールを貼り、確認できるようにする。(保護者の確認も依頼)			
対人関係	・1年生に優しく接することができる。			・自分の思いが伝わらないと、友達を叩くことがあるので、「遊びたかったんだよね」など、本児の思いを代弁し、子ども同士をつなぐ。				

【様式4】記入例(通級用)

(前期)

○年○組 氏名(○○○○)

1年間の目標	・教師や友達に穏やかに話すことができる。
--------	----------------------

1 学級担任

指導目標	指導の手立て	評価
・担任に視線を向け、穏やかに話すことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の思いを受け止め、代弁しながら関わる。 ・算数の授業では、本児ができそうな問題を必ず1回は指名し、学習への意欲を高める。 ・縦割り班の活動では、1年生のお世話係を役割としてあたえ、できたことを認める。 	

2 通級による指導担当教員

指導目標	指導の手立て	評価
・出来事を順番に、言葉で伝えようとするができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな学習漫画の伝記を紙芝居にすることを通して、出来事の順番に話したり書いたりする。 ・完成した紙芝居は、休み時間に在籍学級で発表できる場面を設けてもらう。 	

合理的配慮	教育内容・方法 支援体制 施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・算数や図画工作の時間で、本児の得意な学習活動のときには、友達から認められる機会が増えるようにする。 ・乱暴と見える行動についても、本児なりの理由があることを、教職員間で共通理解を図り、できていることを認められるような温かい雰囲気をつくる。 ・イライラしたときに、落ち着きを取り戻す場所として、教室の隣の準備室を使えるようにしておく。
-------	----------------------------------	---

記載内容について承諾しました。	令和○年○月○日 保護者名 ○○ ○○
-----------------	---------------------

【様式5】 記入例(特別支援学級・低学年用)

(前期)

○学年○組 氏名 (○○ ○○)

1年間の目標	・身近な人に、自らの思いを伝えることができる。
--------	-------------------------

教科等	指導目標	指導の手立て	評価
国語	・ひらがなの単語カードの弁別ができる。	・電車の写真と名前カードのマッチングを行い、名前の文字数や形の違いで弁別できるようにする。	
算数	・1から5までの数を数えることができる。	・電車の模型などの具体物を用いて、数詞と具体物に対応させながら数えることができるようにする。	
生活	・アサガオの成長に気付くことができる。	・アサガオの世話をしながら、支柱に印をつけたり、写真を撮ったりして、成長に気付くことができるようにする。	
音楽	・友達と歌声を合わせて歌うことができる。	・授業の導入に電車の歌を取り入れ、友達と歌えるようにする。	
図画工作	・はさみの安全な使い方が分かる。	・電車の絵の切り抜きを行い、教師の見本を見ながら、はさみの安全な使い方がわかるようにする。	
体育	・リレー遊びに参加することができる。	・見通しがもてるよう、スタートとゴールの位置をカラーコーンで示したり、待つ場所を白線で示したりする。	
特別の教科 道徳	・話の内容がわかる。	・話の内容を分かりやすく伝える。 ・日常生活で似たような場があったときには、話の内容を伝え、理解できる場を作る。	
特別活動	・友達と一緒に遠足に参加することができる。	・見通しがもてるように、同じ班の友達や日程について、事前に写真やカードで確認できるようにする。	
自立活動	・自分の思いを教師に伝えることができる。	・本児が安心して話ができるよう、好きな電車について話を十分に受け止める時間をつくる。	

合理的 配慮	教育内容 方法 支援方法 施設・設備	・本児が意思を伝える場面では、教師が2～3の選択肢を示し、選べるようにする。 ・生活、音楽、図画工作、体育は、周囲の児童や教職員にも理解してもらい、同じようにかかわってもらおう。 ・本児に必要な支援の方法について、教職員にも理解してもらい、同じように関わってもらおう。 ・災害時に安全に避難できるよう、本児に付きそう教員を決めておく。 ・安心して教室を移動できるよう、音楽室や体育館の入り口にイラスト等の表示を貼る。
-----------	-------------------------------------	--

記載内容について承諾しました。 <p style="text-align: center;">令和○年○月○日 保護者名 ○○ ○○</p>
--

【様式5】記入例(特別支援学級・中学校用)

(前期)

○年○組 氏名(○○ ○○)

1年間の目標	落ち着いて授業に取り組み、学習への関心を高めることができる。
--------	--------------------------------

教科等	指導目標	指導の手立て	評価
国語	習得した漢字を正しく使い文章を書くことができる。	・大きなマス目のノートを使用し、字形を整えて書けるようにする。 ・学習した漢字を使い日記を書くようにする。	
社会	各都道府県に関心を持つことができる。	・動画を見て興味関心がもてるようにする。 ・地図帳や図鑑で調べながら理解できるようにする。	
数学	文章問題を読み立式できる。	・絵や図にして、文章の内容をイメージすることにより立式しやすくする。 ・文章のキーワードに線を引くようにする。	
理科	生き物の体のつくりと働きに関心を持つことができる。	・動画を見て興味関心がもてるようにする。 ・絵を描かせたり図鑑で調べながら理解できるようにする。	
音楽	友達と声を合わせて楽しく歌うことができる。	・教科担任と連携を図り、安心して授業に取り組めるようにする。 ・必要に応じて、T2としてサポートに入る。	
美術	丁寧に作品を作ることができる。	・配色や形の見本を提示し、イメージを持ちやすくする。 ・いろいろな道具を使い、楽しみながら作品作りに取り組めるようにする。	
保健体育	ボールを使ったスポーツに取り組むことができる。	・ボールを投げた時の記録をとり、意欲的に取り組めるようにする。 ・動画を見ることにより、動きを確認できるようにする。	
技術・家庭	PCでローマ字入力ができる。	・ローマ字表を活用し、時間がかかっても自分で入力できるようにする。	
外国語	日常生活にある英単語について知ることができる。	・絵カードを用いて関心が持てるようにする。 ・ALTの授業を通して、英語に慣れるようにする。	
特別の教科 道徳	読み物を読み多様な価値観を知ることができる。	・話の内容を理解しやすくするために絵を用いる。 ・自分だったらどうするか身近な場面に置きかえて考えられるようにする。	
総合的な学習の時間	自分の生き方に関する課題について調べることができる。	・これまでの生活や将来の生活について具体的に考えられるようにワークシートを工夫する。 ・保護者の協力も得られるようにする。	
特別活動	意欲的に学校行事や委員会活動に参加することができる。	・交流学級担任や学年スタッフと参加の方法について共通理解を図る。 ・安心して参加できるように事前指導を綿密にする。	
自立活動	分からないこと、困ったことを教師や友達に聞くことができる。	・教育相談を定期的に行い、本人の困り感の確認をする。 ・SSTを行い自分の言動を考える機会をつくる。	

合理的配慮	教育内容方法	・理解が難しそうな時は、絵や図にして具体的に提示していく。
	支援方法	・気が散らないように座席に配慮する。
	施設・設備	・落ち着かなくなった時の対処方法を職員間で共通理解しておく。

記載内容について承諾しました。	令和○年○月○日 保護者名 ○○ ○○
-----------------	---------------------

下野市「特別支援教育」に関するアンケート(市内小・中学校教職員対象)

<p>☆特別支援教育について☆</p>	<p>01通常の学級担任 02特別支援学級担任・通級指導教室担当者・特別支援教育コーディネーター 03上記の01・02以外</p>
<p>質問1</p>	<p>(1)学校は、校長のリーダーシップの下、児童生徒の実態把握や支援のために校内支援体制を整え、「個別の支援計画」を生かして全校体制で指導・支援にあたっている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない)</p>
<p>質問2</p>	<p>(2)学校は、多様な教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターと連携し指導に当たっている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない)</p>
<p>質問3</p>	<p>(3)特別支援教育に関する研修や小中一貫教育における取組等を通して、特別支援教育に関する理解を深め、日々の指導に生かしている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない)</p>
<p>質問4</p>	<p>(通常の学級担任。専科担当者等対象) (4)全ての児童生徒が、自己肯定感や自己有用感を味わえるよう、児童生徒の理解を深め、一人一人の能力や特性、教育的ニーズに応じた安定感のある指導・支援に当たっている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない) 0(評価対象外)</p>
<p>質問5</p>	<p>(特別支援学級担任・通級指導教室担当者対象) (5)保護者との綿密な相談による共通理解に基づいた「個別の支援計画」を作成・活用し、一人一人の特性や困難な状況に応じた計画的な指導・支援にあ当たっている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない) 0(評価対象外)</p>
<p>質問6</p>	<p>(交流及び共同学習を行っている通常の学級の担任・支援学級の担任対象) (6)交流学級担任と特別支援学級担任が連絡を取り合い、連携をしながら、合理的配慮の提供等、児童生徒の状況に応じた適切な交流及び共同学習を行っている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない) 0(評価対象外)</p>
<p>質問7</p>	<p>(7)学校では、幼小連携事業や小中一貫教育、支援情報の引継ぎによる一貫した指導・支援の継続に当たるとともに、学校サポートセンター等の関係機関と連携し、専門家からの意見や助言を指導・支援に生かしている。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない)</p>
<p>質問8</p>	<p>(8)学校では、保護者や地域に対して特別支援教育の理解啓発や学校教育サポートセンターなどの外部機関の役割や取組を分かりやすく説明している。 4(十分当てはまる) 3(やや当てはまる) 2(あまり当てはまらない) 1(当てはまらない)</p>

特別支援教育に関する相談先一覧

相談先	相談内容	連絡先
下野市教育委員会事務局 学校教育課	・児童生徒の就学 ・就学援助 ・学校支援	32-8918
学校教育サポートセンター 相談部	・教育相談・就学相談	52-1140
学校教育サポートセンター 適応指導教室(スマイル教室)	・不登校または不登校傾向にある下野市に在住する児童生徒への適応指導	52-2116
下野市健康増進課	・就学前の相談・支援	32-8905
下野市こども福祉課	・子育て支援、保育支援、家庭相談	32-8904
下野市社会福祉課	・身体・知的障がい、不適應をもつ児童生徒の相談・支援 ・放課後デイサービスの相談	32-8899
下野市こども発達支援センター こばと園	・身体・知的障がい、不適應をもつ児童生徒の相談・支援、未就学児の療育 ・放課後デイサービスの相談	44-6783
下野市障がい児者相談支援センター	・障がいに関する相談	37-9970
県南児童相談所	・療育手帳の取得	0282- 24-6121
国分寺特別支援学校	・知的障がい(中・重度)をもつ児童生徒の就学	44-5121
栃木特別支援学校	・肢体不自由の障がいをもつ児童生徒の就学	0282- 24-7575

下野市特別支援教育推進計画（第二次）策定委員 名簿

No.	氏名	職等
1	司城紀代美	宇都宮大学教育学部 准教授
2	小黒 範子	とちぎっ子発達クリニック院長
3	青木 浩美	石橋北小学校長
4	坂口 修	石橋中学校長
5	堀 美弥	薬師寺小学校教諭
6	倉井 正子	国分寺小学校教諭
7	白石 孝子	古山小学校教諭
8	近澤 陽子	石橋中学校教諭
9	阿部 憂子	下野市立小中学校 PTA 代表
10	奥村 環	社会福祉課 保健師
11	増渕 陽子	健康増進課 保健師
12	佐藤 友里	健康増進課 臨床心理士
13	大塚 洋子	グリム保育園園長
14	天野 康子	学校教育サポートセンター 相談員

職等は令和3年3月現在

下野市特別支援教育推進計画(第二次)

令和3年3月発行

〈問い合わせ先〉

発行者 下野市教育委員会

〒329-0492

下野市笹原26番地

TEL 0285-32-8918

FAX 0285-32-8610

E-mail gakkoukyouiku@city.shimotsuke.lg.jp

